



## 選舉人名簿

## 定期登録の申出

九月一日までに

## 追加登録期

昨年公職選舉法の一  
二、新たに満干才に達した人  
部が改正され  
三、新たに大分市に住所を定めた人  
人（市外から転入してきた人）  
選舉名簿が永久に  
掲げおかれて  
ることにな  
り、今後名  
額に登録さ  
れたために  
は必ず本人  
が登録の申  
出をする必  
要がありま  
す。また追  
加登録の期  
間も二月と九月の年一  
回と定められています。今度の追  
加登録時期は九月になっています  
から次の事項に該当する人は忘れ  
ずして申し出てください。  
申出を必要とする人

五、現に名簿から脱落している人  
申出をする場合、他の市町村の  
名簿に登録されている人は前記地  
で登録申請、またなんらかの理  
由で登録されていない人は未登録  
証明書を交付してもらい、それも  
あわせて提出してください。

申出をする時期

申出は市役所の勤務時間である  
ればいつでもできますが、貯金一  
年までに申出をした人（三ヶ月の  
住居要件その他名簿に登録するこ  
とができる要件を満たした人）九  
月三十日（直営銀行）または、間に  
年齢が満十才に達した人の名

台風から農地を守ろう

被害は最小に

いよいよ本格的な台風シーズン  
がやってきます。気象台の統計  
によると過去の台風は比較的  
大風のものが多く、被害も大きい  
といわれています。

昨年の農業や農業用施設の災害  
で農家のみなさんは随分被害を  
受けられ、現在農業予算の割合等  
によって約四〇パーセントが復旧  
されています。そこで再び  
台風がきた場合は未復旧個所の被  
害が一段と大きくなるおそれがあ  
ります。

四、農道の側溝をささえ、路肩の  
くぼみをふさいでおきましょう。  
万全を期しましょう。

五、溜池の余水吐の不備個所は手  
入れをして十分除水されるよう  
にしておきましょう。

六、畦畔（あぜ）灌漑は概ね余  
ります。

これらの災害を未然に防止する  
ため、農家のみなさんが気をつけ  
なければならない点をとりあげて  
みます。

一、被災個所の拡大を防ぐため、  
米・穀増収技術の上で後期  
管理の大切な時期です。次に  
志に重点をおき管理してくだ  
さい。

①第二回追肥（穂ばら  
み肥）

第一回目種まみ肥料の時期  
これは秋うんかの発生源の！  
よそ着くようまいとください。

②第三回追肥（穂ばら  
み肥）

これは秋うんかの発生源の！  
よそ着くようまいとください。

③穂首イモチ病の防除  
病害虫防除全体の中でも最も  
大切なのは、この穂首イモチ  
病の防除で収量を大きく左右  
します。くわしくは施肥防除  
薬を参考にして確実に実行す  
ることが大切です。

④水管理

灌漑をする必要はありません  
が、灌漑水にならぬよう水管理  
には細心の注意をしてください。

（2）化メイ虫第一化期

申出の受付は市役所四階の選舉  
管理委員会事務局がまたはより  
の支所に用紙を備えあります。

選舉の事項を記入捺印の上、証明  
書添付の必要な人は証明書を添え  
て提出してください。また市内で  
住居を移した人や結婚などで姓の  
変わった人、名簿に登録されてい  
る人（市外から転入してきた人）  
は必ず本人が登録の申出をして  
もらう必要があります。

申出の場所と用紙は

申出の場所と用紙は